

韓国農林畜産食品部プレス【2019年10月9日9時00分付け】

京畿道高陽市、抱川、楊州、東豆川、江原道鉄原などをアフリカ豚コレラ（ASF）の緩衝地域に指定、南への拡散に先制的な遮断

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGWFmcmElMkY2OCUyRjMyMTYxMSUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJTl2cmdzRW5kZGVTdHIIM0QIMjZiYnNPcGVuV3JkU2VxJTNEJTl2cmdzQmdUzGVVdHIIM0QIMjZwYXNzd29yZCUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW4IM0QIMjZyb3cIM0QxMCUyNmlzVmllld01pbmUIM0RmYWxzZSUyNnBhZ2UIM0QxJTI2c3JjaFdyZCUzRCUyNg%3D%3D>

以下、機械翻訳などによる仮訳

【本文】

農林畜産食品部は、アフリカ豚コレラ（以下「ASF」）が南へ拡散することを防ぐため発生地域周辺を緩衝地域に設定し、集中的に管理すると明らかにした。

緩衝地域は高陽、抱川、楊州、東豆川、鉄原と漣川郡発生農家の半径 10km の防疫帯の外である。

緩衝地域は水平伝播の主要要因である車両移動を徹底的に統制し、地域内のすべての農家を対象に精密検査と農場単位の防疫強化措置を実施する。

1. 車両統制

緩衝地域と発生地域、緩衝地域と京畿道南部圏域をつなぐ主要道路に統制警戒所を設置し畜産車両の移動を統制する。

発生地域及び京畿南部地域の飼料車両は緩衝地域の農場への出入りが禁止され、飼料は集荷場で集荷する。

これにより緩衝地域内でのみ移動する飼料車両が農家に飼料を直接配送することになる。

「畜産車両だけでなく資材車両などすべての車両（乗用車は除く）の農家出入りも統制する。

様々な農場を訪れる車両は、各農場を訪問する際、拠点消毒施設で消毒した後、消毒済み証を受領しなければならない。

また、緩衝地域の境界線周辺の道路や河川などを集中的に消毒し、南への伝播の可能性を遮断する。

2. モニタリング及び点検強化

ASF を早期に発見して先制的に拡散を食い止めるために、全ての養豚農場については潜伏期を考慮して 3 週間毎週、精密検査を実施する。

養豚農家が主に利用すると畜場、飼料工場など集合施設に対する環境検査*も月 1 回実施する。

*畜産関係車両について糞便、飼料、と畜場内の係留場の残存物などに対するウイルス検査
農林畜産検疫本部の特別防疫団(8班 16人)を活用して緩衝地域の防疫状況を常時点検する計画である。

3.農場単位の防疫強化

農家が防疫基本規則を遵守するよう広報を強化する。

「畜産団体等と協力し、畜舎への進入の際、長靴の履き替え、手洗いなど農場の清潔管理やフェンス補修・穴の修理などの施設補修を行うよう、電話、メール、SNS等を活用して積極的に広報する。

農食品部は10月10日0時からGPSを通じて畜産関係車両の他の地域への移動の有無をリアルタイムで点検するため運転者などが違反しないように徹底した履行を要請した。

(以上)